

地域貢献活動計画書

令和4年7月29日

群馬県知事 へ

住所 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
名称 株式会社ジョイフル本田
代表者 代表取締役 細谷 武俊

大規模小売店舗の地域貢献ガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 大規模小売店舗の名称
ジョイフル本田吉岡店
- 大規模小売店舗の所在地
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保字片貝 364-1 外
- 地域貢献活動の期間（事業年度） 令和4年8月1日 ～令和5年6月20日
- 地域貢献活動の計画・実施状況 下表のとおり

項目及び細目 (注1)	地域貢献活動の内容	実施時期 (注2)	目標値 (注3)	実績
地域貢献活動担当窓口の設置			開店後速やかに設置	
地域貢献協議会の設置			開店後速やかに設置	
1 環境・景観への配慮				
①騒音対策の実施	・フォークリフトは主に電動のものを使用し、騒音発生を抑制する	開店～		
②リサイクル対策等の推進	・ごみの分別回収の実施 ・家電リサイクル、廃消火器リサイクル品の引き取りを実施	開店～		
③地域が進める景観・街並みづくりや緑化への協力	・店舗及び周辺の環境美化対策として、店舗外周に緑化を施すとともに、店舗周辺の定期的な清掃を実施	開店～		
④過剰照明の削減や空調温度の適切設定	・過剰な照明の削減と省エネ型の照明器具の設置	開店前後		
⑤新エネルギー・省エネルギー設備の設置	・太陽光発電設備の設置	開店前後		

2 地域づくりの取り組み				
①市町村やまちづくり団体等が進める地域づくりへの協力	・吉岡町商工会への加入 ・市町村・地域が進める地域づくり活動場所の提供	開店～		
②地域コミュニティ（自治会、老人会、婦人会、子供会等）への協力	・活動場所の提供	開店～		
3 地域雇用の確保				
①地域及び県内からの雇用の促進	・社員の県内からの採用促進	開店前後		
②安定的雇用の確保	・社員採用に当たっての正社員採用への配慮	開店前後		
③障害のある人や高齢者の雇用の促進	・障害者の雇用の促進等に関する法律及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守	開店～		
④女性雇用の促進	・結婚や出産・育児を機に退職した女性の積極採用 ・母子家庭の母の積極的な雇用	開店前後		
⑤インターンシップへの協力	・地元大学、専門学校等からのインターンシップの受け入れ	開店～		
4 こども、高齢者、障害のある人等への配慮				
①店舗へのユニバーサルデザインへの導入	・オールジェンダートイレの設置、障害のある人等に優しい誰もが利用しやすい店舗づくりの配慮	開店前後		
②育児・介護への支援	・育児休暇・介護休暇制度の活用 ・短時間勤務制度の導入	開店～		
③子どもたちの健全な育成への支援	・小学校の社会科見学や中学校の体験学習の受け入れ	開店～		
5 安心・安全な地域づくりの推進				
①災害時の避難場所や物資の提供	・災害時に自治体等からの要請に応じて、避難場所や物資の提供依頼に対する協力	開店～		
②防災訓練等への参加・協力	・地域で実施される防災訓練への積極的な参加・協力	開店～		
③救急救命の取組の確保	・AED（自動体外式除細動器）の店内への設置	開店～		
④献血活動への協力	・店舗の広場を献血場所として提供	開店～		
⑤実効性ある万引防止等防犯対策の実施	・警備員の店内配置、防犯カメラの設置、盗難防止システムの一部設置	開店～		

⑥営業時間内外の青少年非行防止対策の実施	・万引き等の青少年の非行を発見した場合の警察、学校及び保護者等への連絡の徹底 ・喫煙所の適切な配置等、未成年の喫煙防止に向けた環境づくりの配慮	開店～		
⑦緊急通報体制の確立	・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察や消防等への通報を速やかに行うための要領の策定	開店～		
⑧交通安全対策及び交通渋滞対策の実施	・繁忙時や混雑時の交通整理員に配置による出入口等における交通安全の確保及び渋滞の緩和	開店～		
⑨市町村が進める交通対策や交通安全運動等への参加・協力	・地域で行われる各種交通安全運動等への参加および協力	開店～		
⑩車を運転しない方や歩行者への配慮	・駐車場内の歩行者通路の確保や交通整理員の配置	開店～		
⑪高齢運転者への配慮	・高齢者や障害者が優先的に使用できる駐車枠を設置	開店～		
6 地域産業の活性化推進				
①地域及び県内の商業者のテナント入居促進	・地域及び県内商業者のテナント入居への配慮	開店前後		
②県産品の積極的なPRと販売	・県内農協や市場等との県産農林水産物や加工品の取引の推進	開店～		
③店舗建築における県産材の積極的活用	・店舗建築における地元業者への発注	実施中		
④観光振興への協力	・県内の観光に関する情報発信の協力	開店～		
7 撤退時の対応				
①早期の情報提供	・撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民、県及び市町村への十分な情報提供	撤退時		
②後継店の確保	・失業の発生や地域住民の買い物の利便性低下を極力抑えるための後継店確保への努力	撤退時		
③従業員の雇用の確保	・従業員の再就職や、自社の近隣店舗への配置転換の努力	撤退時		

注1 「担当窓口」及び「協議会」の設置以外の項目及び細目は、「ガイドライン第2章」及び「別表第1地域貢献活動の事例一覧」の中から実施するものを記載してください。

なお、「別表第1地域貢献活動の事例一覧」に記載のない項目を実施する場合は、「8 その他」として記載してください。

- 2 既に実施している取組は、実施中と記載してください。
- 3 目標値は、設定できるものについて可能な限り記載してください。
- 4 行が不足する場合は、適宜追加して記載してください。